

(証券コード9357)
平成30年6月8日

株 主 各 位

名古屋市港区入船二丁目4番6号
名 港 海 運 株 式 会 社
取締役社長 藤 森 利 雄

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社4階会議室

3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第19条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meiko-trans.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.meiko-trans.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、良好な雇用所得環境を背景とした個人消費の回復や、輸出の増加等により、景気は緩やかな回復基調となりました。

一方、世界経済は、欧米や中国では雇用環境の改善による個人消費の回復傾向が継続しているものの、米国の経済政策の動向など、今後も予断を許さない状況が続くことが見込まれます。

このような環境のなかで、当社グループが営業の基盤を置く名古屋港の港湾貨物は、輸出は自動車部品や産業機械等が増加し、輸入は鉄鉱石やアルミニウム等が増加したことにより、ともに前年実績を上回りました。

当社グループといたしましては、輸出貨物は、自動車部品や機械等の取扱いが増加しました。輸入貨物は、食糧やとうもろこし、非鉄金属等の取扱いが増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は、646億26百万円と前年同期と比べ43億46百万円（7.2%）の増収となりました。

営業利益は、44億3百万円と前年同期と比べ5億75百万円（15.0%）の増益となりました。

経常利益は、50億98百万円と前年同期と比べ4億71百万円（10.2%）の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、36億45百万円と前年同期と比べ4億37百万円（13.6%）の増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<港湾運送およびその関連>

港湾運送部門

当部門は、船内作業が減少しましたが、沿岸作業が増加したことにより、取扱いは増加となりました。

売上高といたしましては、373億86百万円と前年同期と比べ14億21百万円（4.0%）の増収となりました。

倉庫保管部門

当部門は、自動車部品等の取扱いが堅調に推移したことにより、取扱いは増加となりました。

売上高といたしましては、79億82百万円と前年同期と比べ7億52百万円（10.4%）の増収となりました。

陸上運送部門

当部門は、鋼材や自動車を中心とした内国貨物輸送が増加したことにより、取扱いは増加となりました。

売上高といたしましては、110億78百万円と前年同期と比べ9億60百万円（9.5%）の増収となりました。

航空貨物運送部門

当部門は、自動車部品の輸出が増加したことにより、取扱いは増加となりました。

売上高といたしましては、33億15百万円と前年同期と比べ9億87百万円（42.4%）の増収となりました。

その他の部門

当部門は、梱包作業等の増加により、取扱いは増加となりました。

売上高といたしましては、38億48百万円と前年同期と比べ43百万円（1.1%）の増収となりました。

これらの結果、港湾運送およびその関連の売上高は、636億11百万円と前年同期と比べ41億65百万円（7.0%）の増収となりました。

<賃貸>

当事業は、倉庫賃貸面積の拡大により、増加となりました。

この結果、賃貸の売上高は、10億14百万円と前年同期と比べ1億81百万円（21.8%）の増収となりました。

以上の結果、セグメント別の売上高は、以下のとおりであります。

セグメント別		売上高	構成比	前年同期比増減	
				金額	比率
港湾運送 および その関連	港湾運送部門	37,386百万円	57.9%	1,421百万円	4.0%
	倉庫保管部門	7,982	12.4	752	10.4
	陸上運送部門	11,078	17.1	960	9.5
	航空貨物運送部門	3,315	5.1	987	42.4
	その他の部門	3,848	6.0	43	1.1
	計	63,611	98.5	4,165	7.0
賃	貸	1,014	1.5	181	21.8
合	計	64,626	100.0	4,346	7.2

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は45億80百万円で、主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - ・名海運輸作業㈱
弥富物流センター（愛知県弥富市） 倉庫の増設
 - ・MEIKO ASIA CO., LTD.
スワンナプーム・ロジスティクスセンター（タイ） 倉庫の新設

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
 - ・当社
西二区物流センター南1号（愛知県海部郡飛島村） 倉庫の新設
 - ・当社他
輸送用車両および荷役機器の増強

- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的な設備投資需要の持ち直しを背景に、輸出が堅調に推移し、景気は緩やかな回復傾向にあるものの、米国を中心とした海外政治情勢の不安定さから、依然として先行き不透明な状況が継続するものと思われま

す。
当社グループといたしましては、取扱貨物量の確保とともに、多様化・複雑化する顧客ニーズに対応するため、愛知県海部郡飛島村に当社最大規模かつ作業効率化のための機械設備を備えた物流センターの建設を進めるなど、一層の物流合理化を図っております。また、海外においても、増加する取扱貨物への対応として、倉庫の新設ならびに輸送用車両および荷役機器の充実を図っております。

これら施設の有効的活用をはじめ、諸経費の節減により、営業収益を確保拡大し、業績の向上に全力を尽くす所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第92期 (平成26年度)	第93期 (平成27年度)	第94期 (平成28年度)	第95期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売上高	63,149百万円	60,608百万円	60,279百万円	64,626百万円
経常利益	4,597百万円	4,406百万円	4,627百万円	5,098百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,664百万円	2,707百万円	3,208百万円	3,645百万円
1株当たり 当期純利益	円 銭 88 73	円 銭 90 19	円 銭 107 23	円 銭 122 32
総 資 産	95,351百万円	94,148百万円	99,273百万円	103,881百万円
純 資 産	79,572百万円	79,874百万円	83,307百万円	87,493百万円

(注) 平成29年度の状況につきましては、「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ナゴヤ SHIPPING 株式会社	60百万円	* 76.1%	貨物運送取扱業
名古屋船舶株式会社	30百万円	56.2%	海運代理店業
名海運輸作業株式会社	80百万円	* 94.6%	港湾運送業
名港陸運株式会社	20百万円	*100.0%	貨物自動車運送業
セントラル SHIPPING 株式会社	16百万円	*100.0%	海運代理店業
大源海運株式会社	30百万円	* 78.4%	港湾運送業
MEIKO AMERICA, INC.	10,000千USD	*100.0%	貨物運送取扱業
MEIKO EUROPE N.V.	1,240千EUR	*100.0%	貨物運送取扱業

(注) *印は間接所有を含めた場合の議決権比率であります。

(7) 主要な事業内容

① 港湾運送およびその関連

- ・港湾運送部門
- ・倉庫保管部門
- ・陸上運送部門
- ・航空貨物運送部門
- ・その他の部門

② 賃貸

(8) 主要な営業所

① 当社の主要な事業所

【本社】名古屋市港区入船二丁目4番6号

【国内支店および営業所】

東京支店（東京都千代田区）、成田空港営業所（千葉県成田市）、
横浜営業所（横浜市中区）、四日市支店（三重県四日市市）、
大阪支店（大阪府中央区）、神戸営業所（神戸府中央区）、
九州支店（福岡市東区）、福岡空港営業所（福岡市博多区）、
門司営業所（北九州市門司区）、熊本営業所（熊本県菊池郡大津町）、
札幌営業所（札幌市中央区）、仙台営業所（宮城県多賀城市）、
北陸営業所（石川県金沢市）、南部事業所（愛知県知多市）、
浜松営業所（浜松市中区）、豊橋営業所（愛知県豊橋市）、
航空貨物部中部国際空港営業所（愛知県常滑市）

【海外事業所】

米 州 : ロサンゼルス、ミラロマ、シアトル、シカゴ、
ニューヨーク、ヒューストン、オハイオ、
サウスカロライナ（米国）、イラプアト（メキシコ）
欧 州 : アントワープ（ベルギー）、
グリビツェ（ポーランド）、
デュッセルドルフ（ドイツ）
ア ジ ア : 香港、上海、広州、蘇州（中国）、
バンコク、レムチャバン、スワンナブーム（タイ）、
チェンナイ、グルガオン（インド）、
ホーチミン（ベトナム）

- ② 子会社の主要な事業所
 ナゴヤ SHIPPING 株式会社（名古屋市市中村区）、
 名古屋船舶株式会社（名古屋市港区）、
 名海運輸作業株式会社（名古屋市港区）、
 名港陸運株式会社（愛知県知多市）、
 セントラル SHIPPING 株式会社（名古屋市港区）、
 大源海運株式会社（愛知県弥富市）、
 MEIKO AMERICA, INC.（米国）、
 MEIKO EUROPE N.V.（ベルギー）

(9) 従業員の状況

企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減
港湾運送およびその関連	1,648名	46名増
賃 貸	—	—
全 社（ 共 通 ）	79名	1名減
合 計	1,727名	45名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 賃貸は全社（共通）が統括しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 33,006,204株（自己株式3,201,621株を含む。）
- (3) 株主数 1,356名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	1,574千株	5.28%
株式会社商船三井	1,483	4.97
株式会社名古屋銀行	1,457	4.88
三井住友海上火災保険株式会社	1,038	3.48
日本碍子株式会社	1,037	3.47
株式会社ノリタケカンパニーリミテド	959	3.21
株式会社愛知銀行	931	3.12
名港海運投資会	860	2.88
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズストックファンド	835	2.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	803	2.69

- (注) 1. 当社は自己株式3,201,621株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高 橋 治 朗	豊田通商(株)社外取締役 名古屋中小企業投資育成(株)代表取締役社長 名郵不動産(株)代表取締役社長
代表取締役社長	藤 森 利 雄	名港海運興産(株)代表取締役社長
取締役副社長	伊 藤 清	社長補佐 営業・物流センター部門統括
取締役副社長	立 松 康 芳	社長補佐 南部・輸入・通関・国内部門統括
専務取締役	伊 藤 一 功	国際部・国際複合輸送部・航空貨物部・業務部統括
専務取締役	小 林 史 典	総務部・人事部・経理部・情報システム部統括
専務取締役	飯 田 輝 智	港湾物流部統括 名古屋船舶(株)代表取締役社長 セントラル SHIPPING(株)代表取締役社長
専務取締役	高 橋 広	輸入第1部・輸入第2部・通関部統括 大源海運(株)代表取締役社長
常務取締役	柘 植 要	東京支店駐在 東京支店・大阪支店・九州支店・四日市支店管掌
常務取締役	蟹 井 修	南部事業所・国内物流部管掌
常務取締役	野々部 洋 史	輸入第1部・輸入第2部・物流センター統括部管掌
取締役相談役	熊 澤 幹 男	経理部管掌
取 締 役	清 水 順 三	豊田通商(株)相談役 三洋化成工業(株)社外監査役
取 締 役	種 村 均	(株)ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長 大同特殊鋼(株)社外取締役
取 締 役	掛 橋 英一郎	東京支店長
取 締 役	大 山 信 二	経理部長
取 締 役	山 路 昌 弘	国内物流部長
取 締 役	鈴 木 浩 文	国際部長
取 締 役	平 松 保 長	港湾物流部長
取 締 役	山 口 淳	営業第2部長
取 締 役	三 谷 正 芳	人事部長
取 締 役	水 谷 吉 成	営業第1部長

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	村 橋 秀 樹	
監 査 役	大 杉 誠	中部資材㈱代表取締役社長
監 査 役	宮 崎 一 彦	三協㈱代表取締役社長
監 査 役	末 安 堅 二	学校法人名古屋学院大学理事長 タキヒヨー㈱社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち、清水順三、種村均の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、大杉誠、宮崎一彦、末安堅二の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は両社外取締役および各監査役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は取締役の清水順三、種村均の両氏と、監査役の大杉誠、宮崎一彦、末安堅二の各氏を名古屋証券取引所の規則に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成29年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、取締役の近藤久忠、赤羽昇の両氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成29年6月29日開催の第94回定時株主総会において、種村均、三谷正芳、水谷吉成の各氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	24名	587,990千円
監 査 役	4名	30,875千円
合 計	28名	618,865千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
2. 上記支払額のうち、社外取締役3名、社外監査役3名の報酬の合計額は23,025千円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第91回定時株主総会において、年額6億50百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第88回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 清水順三

ア. 重要な兼職先と当社との関係

豊田通商株式会社相談役および三洋化成工業株式会社社外監査役であり、当社は豊田通商株式会社との間に商取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 10回（全10回）

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、経営全般に対する確かな提言をいただいております。

② 取締役 種村均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

株式会社ノリタケカンパニーリミテド代表取締役会長および大同特殊鋼株式会社社外取締役であり、当社は株式会社ノリタケカンパニーリミテドとの間に商取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 6回（就任後 全7回）

長年にわたる会社経営の豊富な経験と見識を有しており、経営全般に対する確かな提言をいただいております。

③ 監査役 大杉誠

ア. 重要な兼職先と当社との関係

中部資材株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に商取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 10回（全10回）

監査役会出席状況 11回（全11回）

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④ 監査役 宮崎一彦

ア. 重要な兼職先と当社との関係

三協株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に商取引があります。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 10回（全10回）

監査役会出席状況 11回（全11回）

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑤ 監査役 末安堅二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

学校法人名古屋学院大学理事長およびタキヒョー株式会社社外監査役であり、当社は両社との間に商取引はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

特記すべき事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会出席状況 9回（全10回）

監査役会出席状況 11回（全11回）

会計もしくは税務的な見地から、公正な意見の表明を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をいただいております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
27,000千円
- ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額
27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 当社の重要な子会社であるMEIKO AMERICA, INC.他4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社グループの役員および従業員（以下、「社員等」という）に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアル遵守のもとに、社員等が法令・定款などに違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図っております。
 - ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ、取締役会、監査役会に報告される体制を整えております。
 - ③ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、全従業員に対して必要に応じ適時研修などを実施し、それらを通じて、企業倫理ヘルプライン運営規程および企業ヘルプライン相談窓口のさらなる周知徹底を図っております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、法令および当社社内規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しなどを行います。
 - ② 職務執行情報をデータベース化し、当該各文書などの存否および保存状況を検索可能とする体制を構築しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の基礎として、BCPマニュアルおよびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、内部統制室長を委員長とする調査委員会および顧問弁護士などを含むアドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の業務執行については、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守しております。
 - ② 日常の職務執行に際しては、職務権限、業務分担を明確にし、権限の委譲が行われ、職務の執行の効率化を図っております。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程を定め、これに基づき、重要な意思決定においては当社の事前の承認または報告を行うとともに、各子会社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するなど、適切な子会社管理を行っております。
 - ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、グループ経営会議を開催し、審議しております。
 - ③ 監査役は、業務および財産状況の調査において、必要に応じて子会社からの報告を求めるとともに子会社に赴き調査を行っております。
 - ④ 内部統制室は、定期的に子会社の内部監査を実施し、当社グループにおける業務の適正の確保に努めております。
- (6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員の配置を求めたときは、会社は従業員から監査役補助者を任命するものとします。当該従業員の評価は監査役が行い、その他の人事に関する事項は監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会、グループ経営会議に出席し、取締役の業務執行状況の報告を受けております。
 - ② 会計監査、業務監査などの内部監査結果は内部統制室から速やかに監査役に報告する体制を構築しております。
 - ③ 取締役および従業員は監査役の要請に応じて必要な情報提供を行っております。

- ④ 監査役が必要と判断した時は、いつでも当社グループの取締役および従業員等に対して報告を求めることができますものとします。
 - ⑤ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、その費用または債務を負担するものとします。
- (9) その他監査役職務の実効性を確保するための体制
- ① 監査役職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めます。
 - ② 監査役会は、代表取締役、内部統制室、監査法人とそれぞれ必要に応じて意見交換会を開催しております。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社とグループ各社は、金融商品取引法およびその他の法令の定めに従い、内部統制の基本計画を定め、整備および運用状況を定期的・継続的に評価する体制を構築しております。
- (11) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 当社グループはコンプライアンス・マニュアルの中で、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力、団体等とは、一切の関係を断固拒否することを定めており、社員等への周知徹底を図っております。
 - ② 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連帯して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・ 取締役会およびグループ経営会議において、継続的に経営上のリスクの対応策について検討いたしました。
- ・ 取締役会およびグループ経営会議の指揮の下、所管部署や社内横断的に設置されるプロジェクトチームが全社的なリスクの識別および評価を実施しております。その上で必要に応じて、社内の業務の見直し、諸規程の整備を行い、内部統制システムの実効性の向上に努めました。
- ・ 物流事業において、安全作業の提供が顧客への最大の責務と捉え、様々なリスクの低減および予防策を講じております。また、通関および保稅管理においては、業務の適正化を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づいた監査を実施いたしました。
- ・ 監査役は、社内の重要会議に出席するほか、内部統制室および会計監査人等と定期的に会合を持ち、情報交換等の連携を図っており、業務の執行や法令・社内規程の遵守状況等、リスクを監視できる体制を整備しております。

8. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,914,415	流動負債	8,786,557
現金及び預金	20,987,131	買掛金	4,054,491
受取手形及び売掛金	11,854,808	リース債務	130,287
繰延税金資産	756,166	未払法人税等	772,657
未収還付法人税等	77,189	賞与引当金	1,631,611
その他の流動資産	2,262,218	その他の流動負債	2,197,509
貸倒引当金	△23,098	固定負債	7,600,905
固定資産	67,966,628	リース債務	230,297
有形固定資産	41,315,499	繰延税金負債	1,857,741
建物及び構築物	13,455,140	退職給付に係る負債	4,401,640
機械装置及び運搬具	2,326,375	役員退職慰労引当金	5,613
土地	22,505,707	資産除去債務	530,050
リース資産	336,753	未払役員退職慰労金	246,025
建設仮勘定	2,247,103	その他の固定負債	329,537
その他の有形固定資産	444,418	負債合計	16,387,462
無形固定資産	216,588	(純資産の部)	
ソフトウェア	167,545	株主資本	77,123,582
リース資産	8,851	資本金	2,350,704
その他の無形固定資産	40,191	資本剰余金	1,601,584
投資その他の資産	26,434,540	利益剰余金	75,475,402
投資有価証券	22,223,711	自己株式	△2,304,109
長期貸付金	844,760	その他の包括利益累計額	7,505,462
繰延税金資産	485,280	その他有価証券評価差額金	8,105,835
退職給付に係る資産	1,321,611	為替換算調整勘定	△638,767
その他の投資その他の資産	1,760,326	退職給付に係る調整累計額	38,394
貸倒引当金	△201,149	非支配株主持分	2,864,536
資産合計	103,881,044	純資産合計	87,493,581
		負債及び純資産合計	103,881,044

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	64,626,089
売上原価	51,068,469
売上総利益	13,557,619
販売費及び一般管理費	9,154,305
営業利益	4,403,313
営業外収益	
受取利息	38,840
受取配当金	501,054
持分法投資利益	5,757
為替差益	10,743
雑収入	150,707
営業外費用	
支払利息	2,946
雑損失	9,118
経常利益	5,098,352
特別利益	
移転補償金	180,457
税金等調整前当期純利益	5,278,809
法人税、住民税及び事業税	1,729,644
法人税等調整額	△194,363
当期純利益	3,743,528
非支配株主に帰属する当期純利益	97,571
親会社株主に帰属する当期純利益	3,645,956

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,350,704	1,601,584	72,425,590	△2,299,800	74,078,079
当期変動額					
剰余金の配当			△596,144		△596,144
親会社株主に 帰属する 当期純利益			3,645,956		3,645,956
自己株式の取得				△4,309	△4,309
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	3,049,812	△4,309	3,045,502
当期末残高	2,350,704	1,601,584	75,475,402	△2,304,109	77,123,582

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,561,637	△941,774	△152,787	6,467,075	2,761,891	83,307,046
当期変動額						
剰余金の配当						△596,144
親会社株主に 帰属する 当期純利益						3,645,956
自己株式の取得						△4,309
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	544,197	303,006	191,182	1,038,387	102,645	1,141,032
当期変動額合計	544,197	303,006	191,182	1,038,387	102,645	4,186,535
当期末残高	8,105,835	△638,767	38,394	7,505,462	2,864,536	87,493,581

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,254,019	流動負債	8,517,080
現金及び預金	9,859,163	買掛金	5,482,735
受取手形	588,346	リース債務	96,706
売掛金	8,942,349	未払金	550,524
前払費用	51,500	未払費用	371,684
繰延税金資産	495,644	未払法人税等	624,389
未収収益	88,430	未払消費税等	19,469
短期貸付金	20,400	未払事業所税	28,362
立替金	1,170,459	預り金	158,873
その他の流動資産	44,015	賞与引当金	1,064,259
貸倒引当金	△6,290	その他の流動負債	120,076
固定資産	55,596,718	固定負債	5,117,685
有形固定資産	31,975,655	リース債務	171,038
建物	9,622,758	繰延税金負債	1,639,159
構築物	591,077	退職給付引当金	2,376,023
機械装置	1,159,477	未払役員退職慰労金	216,225
船舶	118,193	資産除去債務	524,875
車両運搬具	311,452	その他の固定負債	190,363
工具器具備品	243,415		
土地	17,462,182	負債合計	13,634,766
リース資産	235,114	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,231,984	株主資本	55,724,223
無形固定資産	103,415	資本金	2,350,704
ソフトウェア	72,292	資本剰余金	1,278,325
リース資産	8,612	資本準備金	1,273,431
その他の無形固定資産	22,510	その他資本剰余金	4,893
投資その他の資産	23,517,647	利益剰余金	54,510,101
投資有価証券	15,085,358	利益準備金	587,676
関係会社株式	5,372,056	その他利益剰余金	53,922,425
出資	32,067	土地圧縮積立金	386,777
関係会社出資金	57,140	建物圧縮積立金	42,604
長期貸付金	804,800	別途積立金	44,000,000
差入保証金	649,906	繰越利益剰余金	9,493,042
前払金費用	961,487	自己株式	△2,414,907
その他の投資その他の資産	598,658	評価・換算差額等	7,491,748
貸倒引当金	△43,826	その他有価証券評価差額金	7,491,748
資産合計	76,850,738	純資産合計	63,215,972
		負債及び純資産合計	76,850,738

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		52,509,312
売 上 原 価		42,658,957
売 上 総 利 益		9,850,355
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,820,259
営 業 利 益		3,030,095
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,832	
受 取 配 当 金	622,279	
為 替 差 益	8,361	
雑 収 入	152,114	786,588
営 業 外 費 用		
雑 損 失	28,096	28,096
経 常 利 益		3,788,587
特 別 利 益		
移 転 補 償 金	180,457	180,457
税 引 前 当 期 純 利 益		3,969,044
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,150,000	
法 人 税 等 調 整 額	14,420	1,164,420
当 期 純 利 益		2,804,624

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

（平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,350,704	1,273,431	4,893	1,278,325
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
建物圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,350,704	1,273,431	4,893	1,278,325

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
		土地圧縮 積立金	建物圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	587,676	386,777	45,040	43,000,000	8,282,126	52,301,621
当期変動額						
剰余金の配当					△596,144	△596,144
当期純利益					2,804,624	2,804,624
建物圧縮積立金の取崩			△2,435		2,435	—
別途積立金の積立				1,000,000	△1,000,000	—
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△2,435	1,000,000	1,210,915	2,208,479
当期末残高	587,676	386,777	42,604	44,000,000	9,493,042	54,510,101

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,410,598	53,520,053	6,986,381	6,986,381	60,506,434
当期変動額					
剰余金の配当		△596,144			△596,144
当期純利益		2,804,624			2,804,624
建物圧縮積立金の取崩		—			—
別途積立金の積立		—			—
自己株式の取得	△4,309	△4,309			△4,309
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			505,366	505,366	505,366
当期変動額合計	△4,309	2,204,170	505,366	505,366	2,709,537
当期末残高	△2,414,907	55,724,223	7,491,748	7,491,748	63,215,972

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成30年5月10日

名 港 海 運 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 ㊤
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤達治 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、名港海運株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、名港海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月10日

名 港 海 運 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 篠 原 孝 広 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 伊 藤 達 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、名港海運株式会社
の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、
すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並び
にその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準
に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。こ
れには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書
を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用
することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から
計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人
は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行
った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表
示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これ
に基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証
拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、
不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評
価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意
見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、
状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の
作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採
用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も
含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれ
る。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判
断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に
公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明
細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示し
ているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を定率法から定額法へ変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月10日

名港海運株式会社 監査役会

常勤監査役 村 橋 秀 樹 ㊟

社外監査役 大 杉 誠 ㊟

社外監査役 宮 崎 一 彦 ㊟

社外監査役 末 安 堅 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針とし、あわせて基盤強化のために内部留保の充実を図ってまいりますために、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第95期の期末配当につきましては、当事業年度の業績などを勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当10円にいたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、298,045,830円となります。

なお、当事業年度は中間配当10円（配当総額298,063,250円）をお支払しておりますので、1株当たりの年間配当は20円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 村橋秀樹氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任された監査役の任期は、当社の定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
あき た こう いち 秋 田 高 一 (昭和35年1月31日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年1月 当社内部統制室長 平成23年7月 当社総務部長（現任） [監査役候補者とした理由] 同氏は、長年にわたり経理部、内部統制室等の管理部門の業務に携わり、現在は総務部長として同部門を牽引し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、客観的かつ公正に監査できるものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。	9,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 秋田高一氏は、新任候補者であります。
 3. 秋田高一氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役会が有限責任あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮に入れた上で、当社の会計監査人の選定基準及び評価基準に従って、独立性、品質管理体制及びグローバルな監査体制等を総合的に検討した結果、新たな視点での監査も期待できると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(平成30年3月31日現在)

名 称	有限責任あずさ監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号
	従たる事務所	札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡
沿 革	昭和60年7月 平成5年10月	監査法人朝日新和会社設立 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする
	平成16年1月	あずさ監査法人(平成15年2月設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする
	平成22年7月	有限責任監査法人へ移行し、名称を有限責任あずさ監査法人とする
概 要	資本金	3,000百万円
	構成人員	
	公認会計士	3,239名
	会計士補	8名
	会計士試験合格者	1,102名
	監査補助職員	981名
	その他職員	687名
	合計	6,017名
	監査証明業務	3,581社

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市港区入船二丁目4番6号
当社4階会議室

交通 名古屋市営地下鉄・名港線
「名古屋港駅」③番出口より徒歩2分

